

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県土整備部 建設・技術課

法令名	建設業法	法令番号	昭和24年法律第100号
手続名	建設業者に対する指示処分 無許可業者に対する指示処分 建設業者に対する営業停止処分 建設業者の許可の取消し	根拠条項	第28条第1項、第4項 第28条第2項 第28条第3項、第5項 第29条
処分基準	監督処分の基準（「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」については別に定め、県HP上に公開している。）		
	<p>《基本的な考え方》</p> <p>1 建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合 当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。 なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。</p> <p>2 上記以外の不正行為等があった場合</p> <p>① 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4、第19条の5、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反する行為を行ったとき 指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。</p> <p>② 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき 注文者が建設業者であって通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした下請契約を締結した場合において、特に必要があるときは、当該建設業者に対して勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。</p> <p>3 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合 建設業法第29条の規定により、許可の取消しを行うこととする。</p>		
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 建設・技術課	交付機関 建設・技術課
			目次 No.